

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2020/8/24号 (No. 367)

【知的財産権部からのお知らせ】

●在中国日系企業における営業秘密漏えい対策支援事業のご案内

海外ビジネスを展開するにあたって、自社の経営や技術に関する情報を保護することは極めて重要です。特に中国では、従業員の流動性が高いため、外部には漏らしたくない仕入や納入ルート、顧客情報など経営情報、図面や製造工程などノウハウ、技術情報の漏えいリスクへの備えが欠かせません。

ジェトロでは、実際に営業秘密の保護・管理体制の導入を図る日本企業の中国現地法人を対象に、専門家を派遣しコンサルティングや社内研修を行う事業を実施します。サービス内容は支援対象企業のニーズにあわせてオーダーメイドでご提供いたします。

日本とは異なる商慣習や労務環境、司法保護状況に合わせて営業秘密の管理体制や保護措置を導入するために、ぜひご利用下さい。事業の詳細、申請書は以下 URL よりご確認いただけます。

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_prevent.html

<支援事業概要>

募集期間：2020年6月10日（水）より募集開始。

上限（25社程度を予定）に達し次第終了。

支援期間：採択後から2021年1月29日（金）まで。

利用時間上限：1社あたり20時間

採択企業数：25社程度を予定

費用：無料

*実際に対策を導入するための社内措置等の費用は自社負担となります。

<お問い合わせ先>

ジェトロ知的財産課

担当：赤澤、中山

Mail：CHIZAI@jetro.go.jp Tel：+81-3-3582-5198 Fax：+81-3-3585-7289

○ 法律・法規等

1. 改正著作権法草案の第2次審議稿、一般向け意見募集が開始(全国人大網 2020年8月19日)

2. 国務院、「行政法執行機関による犯罪被疑事件移送に関する規定」を改正(中国打撃侵權工作網 2020年8月17日)

3. 国家版權局、「証拠審査と認定問題に関する通達」を作成 意見募集(国家知識産權戰略網 2020年8月17日)

4. 司法部、行政許認可における営業秘密など保護強化の「指導意見」で意見募集(司法部公式サイト 2020年8月14日)

○ 中央政府の動き

1. 商務部、著作権取引など知識集約型サービス貿易が新たな成長点に(中国打撃侵權工作網 2020年8月20日)

2. 国の9部門が「意見」発布 「模倣品は廃棄処分すること」と明記(中国政府網 2020年8月15日)

○ 地方政府の動き

1. 黒龍江省市場監督管理局、「営業秘密保護行政ガイドライン」を作成(中国保護知識産權網 2020年8月20日)

2. 吉林が知的財産権強省構想を推進 知財保護センターを設立(中国打撃侵權工作網 2020年8月19日)

3. 北京、2020 国際サービス貿易交易会の知財保護特別行動を実施(国家知識産権網 2020 年 8 月 19 日)
4. 北京の「知財紛争多元化調停体制」、全国に普及へ(中国知識産権资讯网 2020 年 8 月 17 日)
5. CIETAC シルクロード仲裁センターと西安知財保護センターが協力協定を締結(中国保護知識産権網 2020 年 8 月 14 日)

○ 司法関連の動き

1. 北京知財法院と北京知財保護センター、「行政司法協同保護」シンポを共催(北京知識産権法院サイト 2020 年 8 月 18 日)
2. 広州中級法院と市場監督管理局が「知財保護協力強化協定」を締結(中国打撃侵權工作網 2020 年 8 月 19 日)
3. 上海知識産権法院と第三中級法院、知財司法保護白書を発表(中国保護知識産権網 2020 年 8 月 17 日)
4. 福建省厦門市で知的財産権仲裁院が設立(中国保護知識産権網 2020 年 8 月 14 日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 江蘇、上半期に商標違反事件 1114 件を摘発(中国保護知識産権網 2020 年 8 月 20 日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 国家知識産権局、新型コロナ用ワクチンで初の特許を承認(国家知識産権網 2020 年 8 月 19 日)

○ 統計関連

1. 1~6 月、安徽省の専利出願件数が 9 万 2486 件 前年同期比 27.7%増(国家知識産権網 2020 年 8 月 20 日)
2. 湖南、有効登録商標が 60 万件を超える 中国馳名商標は 400 件余り(中国保護知識産権網 2020 年 8 月 17 日)
3. 河南、上半期の専利出願が 8 万件超 前年同期比 21.4%増(中国保護知識産権網 2020 年 8 月 17 日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 改正著作権法草案の第 2 次審議稿、一般向け意見募集が開始★★★

このほど第 13 期全国人民代表大会(全人代)常務委員会が開いた第 21 回会議で、「中華人民共和國著作権法改正案(草案第 2 次審議稿)」について審議が行われた。同改正案は、全人代の公式サイト「中国人大網」で 8 月 17 日、一般向け意見募集のために公表された。

意見募集の締切日は 9 月 30 日。中国人大網にアクセスしてオンラインで提出するほか、全人大常務委員会の法制活動委員会に書簡で郵送することもできる。宛先は北京市西城区前門西大街 1 号。郵便番号は 100805。

(出典：全国人大網 2020 年 8 月 19 日)

<http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff808081736ba7420173ec57d96d3b14>

★★★2. 国務院、「行政法執行機関による犯罪被疑事件移送に関する規定」を改正★★★

8 月 14 日、国務院が「行政法執行機関による犯罪被疑事件の移送に関する規定」の一部改正に関する決定を公布した。改正「規定」は公布の日から施行される。

知的財産権の保護強化に関する国の方針に基づいて、国務院が同規定の一部を改正した。今回の改正は、第三条に第二項として、知的財産権分野の犯罪被疑事件の移送について特別に規定する内容を新規追加した。

具体的には「知的財産権分野における違法事件について、行政法執行機関は、調査、収集した証拠と、判明した事実に基づき、合理的な犯罪疑いがあり、刑事訴追の基準に達したか否かの判断で公安機関のさらなる証拠取得が必要であると認定した場合、公安機関に移送しなければならない」としている。

(出典：中国打撃侵權工作網 2020年8月17日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/ywdt/202008/320356.html>

★★★3. 国家版權局、「証拠審査と認定問題に関する通達」を作成 意見募集★★★

国家版權局が行政法執行活動の機能向上、体制改善などを狙い、「著作権の行政法執行活動における証拠審査、認定問題に関する通達」の意見募集稿を公表し、一般向け意見募集を始めた。意見募集の締切日は9月30日。

同「通達」は権利証明、権利侵害証拠、権利侵害認定の3部分、12条からなる。権利証明について、著作権の行政法執行部門に紛争の処理を申し立てる者は、作品の原稿や著作権登録証書など、著作権または関連権利を証明できる書類の提出が義務付けられている。通報者が提出すべき権利侵害証拠について、権利侵害作品（実演、録音製品など）とその購入記録や、権利侵害行為に関わる帳簿、権利侵害行為を証明できる写真、スクリーンショットなどと明確にしている。また、被申立人が関連する証拠または反証を提出しなかったなどの4つの状況において、行政法執行部門が権利侵害の成立を認定することができるかと規定している。

(出典：国家知識産権戦略網 2020年8月17日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202008/1954068.html>

★★★4. 司法部、行政許認可における営業秘密など保護強化の「指導意見」で意見募集★★★

行政許認可の手續きにおいて、営業秘密と、秘密となるビジネス情報の保護を一層強化し、市場主体の合法的權益を確実に守るため、中国司法部は、「2020～2021年『知的財産権の保護強化に関する意見』徹底推進計画」や「行政許可法」などの規定に基づき、「行政許認可手續きにおける営業秘密、秘密となるビジネス情報の保護強化に関する指導意見」を作成し、その意見募集稿を公表した。意見募集の締切日は9月30日。同意見募集稿に対する意見などは、以下の方式で提出することができる。

▽中華人民共和国司法部公式サイト (www.moj.gov.cn) と中国政府法制信息网

(www.chinalaw.gov.cn) でオンライン提出

▽書簡 北京市朝陽区朝陽門南大街6号 司法部行政執法協調監督局 〒100020

▽電子メール zfjdjzhc@chinalaw.gov.cn

(出典：司法部公式サイト 2020年8月14日)

http://www.chinalaw.gov.cn/government_public/content/2020-08/14/657_3254208.html

○ 中央政府の動き

★★★1. 商務部、著作権取引など知識集約型サービス貿易が新たな成長点に★★★

中国国務院がこのほど、「サービス貿易の革新的発展パイロット事業を全面的に推進する全体計画に関する回答」を発表し、商務部が提出した「サービス貿易の革新的発展パイロット事業を全面的に推進する全体計画」に原則的に同意する方針を明らかにした。

8月19日、商務部が開催した記者会見において、商務部サービス貿易司の冼国義司長は、「今回の全面的な推進計画により、市場開拓、イノベーション発展、国際協力の面で新たなチャンスをもたらすだろう」と語った。イノベーション発展において、デジタル貿易、著作権取引、オンライン教育などの新興サービス輸出が新たな成長点となるという。

冼司長によると、新型コロナウイルス感染症の影響により、中国の上半期のサービス貿易額は前年同期に比べて規模が縮小した。一方、上半期の知識集約型サービス貿易額は9.2%増加し、サービス貿易額に占める割合も9.6ポイント増の43.7%に達した。うち、特に知的財産権使用料、保険サービス、通信コンピュータ及び情報サービスの輸出の成長が目立ち、いずれも15%を超えた。輸出額の下げ幅は輸入額を19.5ポイント下回り、サービス貿易の赤字を46.1%減に抑えた。

(出典：中国打撃侵權工作網 2020年8月20日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/bmdt/202008/320707.html>

★★★2. 国の9部門が「意見」発布 「模倣品は廃棄処分すること」と明記★★★

全国知的財産権侵害・模倣品製造販売摘発活動指導グループ弁公室と中央宣伝部、最高人民法院、国家市場監督管理総局など国の9部門は「権利侵害・模倣品の廃棄処分活動の強化に関する意見」を共同で打ち出した。権利侵害商品と、その生産、製造に使用する主な材料、道具、標識、証書、包装物などは特別の状況を除き、廃棄処分しなければならないと明確に規定した。

廃棄処分とされる権利侵害商品などについて、原材料として回収可能な場合、解体やパルプ化、製錬などして、製品の元の形と用途を変えたうえで材料として総合的に利用することを推奨している。

また、「意見」は、知的財産権侵害に関わる刑事事件において、特別な状況を除き、裁判所は有罪判決を下す場合、権利侵害品や生産道具などの廃棄処分についても判決の中で明記すべきであると求めている。

(出典：中国政府網 2020年8月15日)

http://www.gov.cn/xinwen/2020-08/15/content_5534929.htm

○ 地方政府の動き

★★★1. 黒龍江省市場監督管理局、「営業秘密保護行政ガイドライン」を作成★★★

黒龍江省市場監督管理局が「民法典」や「反不正競争法」などの法律、法規に基づいて、「営業秘密保護行政ガイドライン」を作成した。

同「ガイドライン」は、営業秘密や営業秘密権利者の概念、営業秘密の内容、営業秘密の保護手段などを明確にした上で、経営者による保護制度の確立、保護機構の設置、職員の育成研修の強化、秘密漏洩の防止などに対する市場監督管理機関の支援、指導に関する内容を盛り込んだ。

また、「ガイドライン」には「ビジネス協力守秘協定」や「営業秘密保護協定」、「競争制限協定」などの参考書式も含まれている。

(出典：中国保護知識産権網 2020年8月20日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/hlj/202008/1954212.html>

★★★2. 吉林が知的財産権強省構想を推進 知財保護センターを設立★★★

知的財産権の創造・運用・保護を強化するために、吉林省は「知的財産権強省建設の推進に関する実施意見」を發布した。「実施意見」の主な内容の一つとして、4月に準備作業が始まった中国(吉林)知的財産権保護センターについて、年末までに国家知識産権局の許可を得るよう設立作業を推進する方針を明確にした。

同知的財産権保護センターは、国家知識産権局と地方政府が共同で整備する国家級の知的財産権総合サービス・プラットフォームとして、予備審査、迅速審査を行うとともに、「ワンストップ」知的財産権サービスも提供する。運用開始後、特許登録の所要期間が平均22ヶ月から3~6ヶ月に、実用新案が7~8ヶ月から1ヶ月に、意匠が6ヶ月から5~7営業日にそれぞれ短縮される見通し。

「実施意見」はまた、知的財産権分野の信用企業リストなどを作成することとしている。誠実信用な企業に対し、補助金や優先審査、担保融資支援などの優遇策を適用するという。

(出典：中国打撃侵權工作網 2020年8月19日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/dfdt/202008/320624.html>

★★★3. 北京、2020国際サービス貿易交易会の知財保護特別行動を実施★★★

北京市知識産権局と北京市市場監督管理局がこのほど、今年9月に開催予定の中国国際サービス貿易交易会に関する知的財産権保護の特別行動を実施する旨の通達を共同で發布した。

今回の特別行動は、サービス貿易交易会に関する知的財産権の保護活動を推進し、主要な展示会を中心に知的財産権保護の能力と水準の全面的な向上を実現することが目的である。知識産権局と市場監督管理局は、電子商取引分野の法執行協同体制を活かし、ネット上の権利侵害行為の監視などを強化するとともに、展示会の周辺および主要な市場での法執行活動を強化する方針である。また、公安や税関、裁判所との連動を密接にし、外資系企業に関わる特許、商標、営業秘密を侵害する事件の摘発に注力することとしている。

(出典：国家知識産権網 2020年8月19日)

<http://www.cnipa.gov.cn/mtsd/1150865.htm>

★★★4. 北京の「知財紛争多元化調停体制」、全国に普及へ★★★

商務部など国の11部門がこのほど、北京市のサービス業における開放拡大パイロット事業の成功例として、「知的財産権紛争の多元化調停体制」を含む6つの事項を全国に普及させる旨の通達を共同で打ち出した。

「知的財産権紛争の多元化調停体制」普及事項の主な内容は、「業界向けの専門的な人民調停組織の多数設立を促進し、知的財産権部門の主導と司法行政部門の指導、司法部門の確認からなる、複数

の部門が連携する知的財産権紛争の多元化調停体制を積極的に構築する」である。北京ではすでに14の知的財産権紛争の調停組織が設立されており、7月末時点で合わせて1万6000件の調停を受け付けた。このうち、北京ソフトウェアと情報サービス業協会の知的財産権紛争人民調停委員会は3499件を受け付け、調停が終了した2504件の中で、和解が成立したものは90.69%を占めているという。

(出典：中国知識産権资讯网 2020年8月17日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=124320

★★★5. CIETAC シルクロード仲裁センターと西安知財保護センターが協力協定を締結★★★

中国国際経済貿易仲裁委員会 (CIETAC) シルクロード仲裁センターと中国 (西安) 知的財産権保護センターが8月11日、協力枠組み協定を締結した。

同「協力枠組み協定」によると、双方は、知的財産権保護の強化に寄与することを狙いとし、それぞれの優位性を生かして、知的財産権の普及啓発や、「一帯一路」枠組み下の訴訟・仲裁・調停を含む多元的な係争解決体制の構築、イノベーションに相応しい良好なビジネス環境の整備を共同で推進していく。

双方は「協力枠組み協力」に基づいて、調査研究、育成訓練、シンポジウム、交流・宣伝、分析・研究などのプロジェクトを共同で進めることとしている。

(出典：中国保護知識産権網 2020年8月14日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/shanxi/202008/1954017.html>

○ 司法関連の動き

★★★1. 北京知財法院と北京知財保護センター、「行政司法協同保護」シンポを共催★★★

8月14日、北京知識産権法院の審判第二庭と北京市知的財産権保護センターが「知的財産権の行政と司法の協同保護」をテーマとしたシンポジウムを共催した。

スマート製造、集積回路などの知的財産権産業連盟と、バイトダンス (ByteDance)、京東方 (BOE)、百度 (Baidu)、联想 (Lenovo) など企業の代表がシンポジウムに参加した。

シンポジウムにおいて、標準必須特許の保護や、電子商取引分野における知的財産権の行政と司法保護の協同、知的財産権保護に関する行政手続きと訴訟手続きの突き合わせなどの問題を巡って、北京知識産権法院の裁判官、知的財産権保護センターの責任者が企業代表と踏み込んだ交流を行った。

(出典：北京知識産権法院サイト 2020年8月18日)

<http://bjzcfy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2020/08/id/5407850.shtml>

★★★2. 広州中級法院と市場監督管理局が「知財保護協力強化協定」を締結★★★

8月18日、「知的財産権の保護強化と社会共同管理局面の構築」をテーマとして、広州市中級人民法院が催した記者発表会の席上で、同法院と広州市市場監督管理局が「知的財産権保護協力強化協定」を締結した。

広州市市場監督管理局の姚建明局長と市中級人民法院の王勇院長が記者発表会に出席した。同「協定」によると、双方は、共同会議体制、多元的な紛争解決体制、事件処理の相互支援体制、交流・研修活動での共有体制、データ交換共有体制、保護成果の共有体制といった6つの体制を確立して、裁判所と市場監督管理部門による知的財産権保護活動の連携を一層強化することで合意した。

広州の裁判所は営業秘密侵害や登録商標詐称など、イノベーションの保護とビジネス環境の最適化を妨げる犯罪の摘発に注力している。昨年以來、広州の各裁判所で受理した知的財産権侵害の一審事件は915件、結審件数は867件、罰金の総額は6321万人民币元にそれぞれ達したという。

(出典：中国打撃侵權工作網 2020年8月19日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/dfdt/202008/320622.html>

★★★3. 上海知識産権法院と第三中級法院、知財司法保護白書を発表★★★

上海知識産権法院と上海市第三中級人民法院が先日、記者発表会を共催し、それぞれの知的財産権司法保護状況に関する白書と、30の典型的事例を発表した。

上海知識産権法院による知的財産権司法保護白書の発表は5年連続で、上海市第三中級人民法院が知的財産権の刑事司法保護に関する白書を発表するのは今回が初めてである。

白書によると、2015～2019年、上海知識産権法院は各種事件を1万111件受理し、年間受理件数は11.05%の伸び率で増加している。特に昨年は、受理件数が前年に比べて20.75%増加した。同法院の

結審件数は 9177 件で、年平均で 19.78%増加している。一方、上海第三中級人民法院は、過去 5 年に受理した知的財産権に関わる刑事事件が 137 件、結審件数が 134 件となっている。

(出典：中国保護知識産権網 2020 年 8 月 17 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dfy/202008/1954063.html>

★★★4. 福建省廈門市で知的財産権仲裁院が設立★★★

8 月 12 日、専門家の意見を活用してハイテク企業などに高効率な紛争解決手段を提供する、福建廈門仲裁委員会の知的財産権仲裁院が設立式典を行い、発足した。

設立式典において、廈門仲裁委員会、市中級人民法院、市市場監督局、廈門自由貿易試験区管理委員会、廈門タイムズ高新区管理委員会、市科技局、市文化観光局は、「廈門知的財産権仲裁院への活動支援と知的財産権保護協力体制の革新に関する戦略的協力協定」を締結した。

廈門仲裁委員会の鐘興国主任は、知的財産権仲裁院の設立について、国の「知的財産権の保護強化に関する意見」を徹底するための具体的な施策であると説明した後、さらに、廈門において知的財産権紛争の行政・司法・仲裁・調停を効果的に連動させた多面的な解決体制の早期確立を促進し、「厳格、迅速、全面、平等」の知的財産権保護の局面を形成し、廈門のビジネス環境の最適化を一段と推進する上で、同仲裁院は重要な役割を果たすだろうとの認識を示した。

(出典：中国保護知識産権網 2020 年 8 月 14 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/fj/202008/1954001.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 江蘇、上半期に商標違反事件 1114 件を摘発★★★

江蘇省の市場監督管理当局は、新型コロナウイルス感染症が流行して以来、マスクや人工呼吸器などの防疫物資に対する監視、管理を強化している。今年上半期に 1114 件の商標違反事件を摘発し、防疫用品の市場秩序の維持につながった。8 月 20 日、江蘇省政府が開いた記者発表会で、省政府の張楽夫副秘書長が説明した。

江蘇省の知的財産権と商標戦略実施活動指導グループは現在、上海、浙江などの省・直轄市とは長江デルタ地域知的財産権協力協定を締結し、北京などの 12 省・直轄市とは横断的法的執行協力体制を確立している。

張副秘書長によると、知的財産権侵害に関わる違法行為を厳罰するために、江蘇の市場監督管理、知的財産権、著作権、文化観光などの部門は一連の特別行動を実施している。昨年は専利（特許、実用新案、意匠）や商標に関わる違法事件 1 万 421 件、海賊版関連事件 303 件を摘発したという。

(出典：中国保護知識産権網 2020 年 8 月 20 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/js/202008/1954210.html>

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 国家知識産権局、新型コロナ用ワクチンで初の特許を承認★★★

国家知識産権局は 8 月 11 日、中国軍事科学院軍事医学研究院とカンシノ・バイオロジクス（康希諾生物）が共同で出願した、新型コロナウイルスワクチンに関する特許に対して、特許権を付与する旨の通知を出した。これは中国初の新型コロナウイルスワクチンに関する特許登録となる。

この特許の名称は「人の遺伝子組み換えアデノウイルスをベクターとして用いた新型コロナウイルスワクチン」で、発明者の一人は新型コロナとの戦いにおける優れた貢献により、「人民英雄」国家荣誉称号を授与された中国軍事科学院軍事医学研究院の陳薇研究員。今年 3 月 18 日に特許を出願したという。

国家知識産権局は今年 2 月 15 日、国家市場監督管理総局と国家薬品监督管理局と共同で、「操業生産再開の支援に関する 10 項目」を打ち出し、その中で新型コロナウイルスに関連する特許・商標出願の優先審査適用を明確にした。陳氏のチームは特許出願後、この「操業生産再開の支援に関する 10 項目」と「専利優先審査管理弁法」に基づいて、優先審査請求を提出したという。

(出典：国家知識産権網 2020 年 8 月 19 日)

<http://www.cnipa.gov.cn/mtsd/1150864.htm>

○ 統計関連

★★★1. 1～6 月、安徽省の専利出願件数が 9 万 2486 件 前年同期比 27.7%増★★★

1～6月、安徽省の専利（特許、実用新案、意匠）出願件数が9万2486件に達し、前年同期に比べて27.7%増加した。このうち、特許出願は同9.8%増の2万9845件。安徽省知的財産権事業発展センターが開いた活動会議でわかった。

上半期の専利登録件数は特許登録件数の7306件を含む5万1787件、前年同期比で25.1%増加した。6月末現在の有効特許件数が8万1222件、人口1万人あたり特許保有件数が前年同期比18.7%増の12.7件となっている。特許協力条約（PCT）に基づく国際特許出願は203件。専利出願の電子出願率は99.38%であった。

上半期の商標出願件数は13万2197件に、商標登録件数は7万7431件に、有効商標は67万8367件に、1万の市場主体にあたる登録商標件数は1369件にそれぞれ達する。31社の企業に対して、地理的表示製品の専用標識の使用を新たに認可した。

（出典：国家知識産権網 2020年8月20日）

<http://www.cnipa.gov.cn/dttx/1150909.htm>

★★★2. 湖南、有効登録商標が60万件を超える 中国馳名商標は400件余り★★★

湖南省の有効登録商標が60万件を超えている。中国馳名商標が400件余り、マドリッド協定議定書に基づいて出願した国際商標が約1000件にそれぞれ達する。8月16日、湖南省商標ブランド協会の関係者が明らかにした。

近年、湖南は知的財産権の運営サービスシステムの最適化やイノベーション成果の権利取得メカニズムの改善、商標ブランド戦略の推進に取り組み、商標の運用管理水準は向上し続けている。現在、湖南の地理的表示商標が154件、地理的表示製品が80件、地理的表示専用標識の使用企業が1200社以上になっているという。

（出典：中国保護知識産権網 2020年8月17日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/dfhn/202008/1954065.html>

★★★3. 河南、上半期の専利出願が8万件超 前年同期比21.4%増★★★

今年1～6月、河南省の専利（特許、実用新案、意匠）出願が8万868件に達し、前年同期に比べて21.4%増加した。専利登録件数は同25.4%増の5万2106件であった。上半期の商標出願件数が19万件で、6月末現在の有効登録商標が前年同期比30.7%増の98万8000件となっている。8月14日、河南省知識産権局が開催した今年上半期の活動会議でわかった。

河南省は近年、中小企業を対象とした知財戦略推進プロジェクトや、高価値な専利育成センターの整備などに取り組み、知的財産権の創造能力が安定的に向上している。2019年の専利出願件数と登録件数はいずれも2015年より倍増し、有効登録商標は年平均で40%の伸び率で増加している。

知的財産権の保護について、河南省は今年上半期、知的財産権を守る「鉄拳」特別行動を実施し、専利関連事件114件、商標関連事件208件をそれぞれ処理し、権利侵害行為の効果的な摘発や良好なイノベーション環境、ビジネス環境の醸成につながった。

（出典：中国保護知識産権網 2020年8月17日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zl/202008/1954052.html>

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG（Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ）は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。主な活動には、年5回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_Glj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved